



特集 1 なぜ障がい児者が性暴力を経験するのか ～障がいのある性犯罪被害者への支援～

「私たちは、人として扱われていないんです。」

これは、発達障がいのある方が発した一言です。

私は、性暴力撲滅に向けた啓発活動を手掛ける、NPO 法人しあわせなみだ（※1）の理事長をしています。これまで、性虐待被害者等が暮らす施設での事業等を実施してきましたが、現在最も力を入れているのが、「障がい児者への性暴力」です。

御ネットワークや、各都道府県の被害者支援センター、そして警察をはじめ、犯罪被害の最前線にいる皆さんから、「障がいのある性犯罪被害者への支援」をテーマにした講座のご依頼を、いただくようになりました。依頼の理由に共通しているのが、「性犯罪被害者の中に、障がいのある方が少なくない」ことへの気づきです。私も皆さんと同様、しあわせなみだの活動を通じて、「性暴力を経験した方に、「障がいがある」と見受けられる状況が、明らかに多い」と感じたことが、「障がい児者への性暴力」の事業につながっています。

信じていた相手からレイプを経験した、発達障がいのある方。騙されて、水商売や風俗で働かされ、必死に逃げてきた知的障がいのある方。予期せぬ妊娠・出産を繰り返し、子どもを手放さざるをえなかった、身体障がいのある方。困難な状況を生き抜いてきた、障がいのある方々と知り合う中で、「障がい」と「性暴力」には、何らかの関連性がある」と考えた私たちは、発達障がい当事者グループを対象に、性暴力の経験などを尋ねる、アンケート調査、グループインタビュー、個別ヒアリングを実施しました（※2）。その結果、回答者32名のうち、71%にあたる23名が、何らかの性暴力を経験していました。

冒頭の一言は、この調査の中で、発せられたものです。

障がいならではの「育ち」が 性暴力のリスクにつながる可能性がある

障がいのある方は、子どもの頃からいじめられ、孤立しがちです。親や先生からも「育てにくい」と思われ、褒められる経験が少ないことにより、疎外感を抱き、自分に自信が持ち

NPO 法人しあわせなみだ
理事長 中野 宏美 氏

●プロフィール

東洋大学大学院社会研究科修了。社会福祉士。精神保健福祉士。友人がDVに遭ったことをきっかけに「しあわせなみだ」を立ち上げる。2018年 AERA「社会起業家54人」選出。主な論文に「発達障害者への性暴力の実態に関する調査」（共著 東洋大学社会学部紀要 第56-2号、2018年度）等。

づらくなります。成人後も、「どうせ障がいのある人でしょう」と、発言を重視してもらえないだけでなく、そもそも参加の機会を得られないこともあります。こうした「人として扱われない経験」が、「自己肯定感の低さ」につながり、望まない性的接触を断れず、強要されることに、つながっています。

また、障がいのある方は「他人を信じるチカラ」がとても強いです。なぜなら、初対面の人に、初めて行く場所への誘導や、排泄介助、入浴介助等、「生きていくために不可欠な行為」を委ねる日常を、生きているからです。

子どもたちに、防犯対策として「知らない人について行ってはいけません」と呼びかける機会は、決して珍しくないでしょう。でも、障がいのある人は、「知らない人について行かなければ、外出できない」のです。

「他人を信じるチカラ」が強いことは、本来であれば、人として、とても素晴らしい資質です。しかし、加害者から見れば、「信じやすい」ことは「騙しやすい」ことでもあります。先に紹介したしあわせなみだの調査は、性暴力に特化したものでしたが、グループインタビューの中での「街頭のキャッチに何度も騙される」という発言に、多くの参加者がうなづいていたのが、印象的でした。

このように、障がいがあるからこそその「育ち」が、性暴力のリスクにつながる可能性があります。

障がいの「特性」が 性暴力のリスクにつながる可能性がある

発達障がい以外の障がいで、性暴力を経験するリスクが

高い可能性があることが、少しずつ明らかになりつつあります。

DPI 女性障害者ネットワークが、2011年5月から11月にかけて、障がい(身体・知的・精神・発達)のある女性87人に実施した調査(※3)では、「障害があり女性であるために生きにくいと感じたこと」として、35%にあたる31人が「性的被害」を挙げました。

DPI 日本会議が、2021年6月に実施した、障がい女性への調査(※4)では、駅の構内放送によって、障がいのある方の居場所が特定され、ちかんやつきまとい等の被害が起きていることも、明らかになりました。

一般社団法人日本視覚障がい者美容協会が、2021年11月16日から30日にかけて、視覚に障がいがある女性68人に実施した調査(※5)では、70%にあたる48名が、視覚障害に乗じたと考えられる状況で、性的な嫌がらせを受けたり、性的に不快な思いをしたりする等の、性的な被害に遭っていました。また「被害を相談した際、目が不自由なことによって困難だと感じたこと」として、「相手の容姿が見えなかったから説明出来なかった。警察に伝えたが、視覚障害＝目が見えない、ということ自体が理解できないようだった。」「直後に交番に被害届を出したが、警察官から「目が見えないんだから、おとなしく家にいなさい。外出するんじゃない。」と逆に注意されてしまいショックだった。」といった回答が、寄せられています。

「見えにくい」「聞こえにくい」「動きにくい」「物事の理解に時間がかかる」といった、本来であれば合理的配慮が求められる「特性」は、加害者から見れば、「犯行がばれにくく、逃げやすい」要因となります。

このように、障がいならではの「特性」が、性暴力のリスクにつながる可能性があります。

障がいの有無にとらわれない 「性犯罪被害者支援」を実現するために

それにしてもどうして、障がいのある性犯罪被害者への対応が、困難を極めるのでしょうか。

日本の刑法性犯罪では、第七十八条の「準強制わいせつ及び準強制性交等」で、「人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて」性交等をした者は、暴行脅迫がなくても、罪に問うことができます。しかし、被害者に障がいがあっても、必ずしも「心神喪失状態である」とは見なされず、第七十八条が適用されるわけではありません(※6)。そもそも、刑法が施行された1907年には、障がいの状態を公的に認定する「障害者手帳」(※7)の制度は、存在しませんでした。

加害者は、「被害者に障がいがあること」を知った上で、障がいに乗じた性犯罪を、完遂します。しかし、現行の刑法性犯罪は、被害者の障がいについて、「100%考慮する」とは言い難い状況があります。このため、熱心に被害者支援に取り組む方ほど、やりきれない思いを抱えます。

それでも、障がいの有無に関わらず、「性犯罪被害者」として対応するために、できることを、いくつか提案します。

まず、障がいによる「困りごと」を推測してみることです。相手が車椅子であった場合、階段は「困りごと」になりますが、スロープであれば、それは「困りごと」にはなりません。障がいそのものが「困りごと」ではなく、実は、障がいを取り巻く「環境」や「状況」、そして対応する「人」によって、「困りごと」が発生しています。それらをできる限り取り除く努力は、できるのではないのでしょうか。

次に、「今ある施策をしっかりと活用する」ことです。昨年4月から試行実施されている「代理人聴取」(※8)をはじめ、「第4次犯罪被害者等基本計画」(※9)にも、障がいのある犯罪被害者等に関する施策が、多数盛り込まれています。こうした施策をフル活用することで、より被害者に寄り添う支援ができるのではないのでしょうか。

皆さんならば、障がいの有無にとらわれない、性犯罪被害者支援を実現できると、私は信じています。そして御ネットワークが、障がいのある性犯罪被害者と日々向き合っていることを、社会に向けてより一層発信していくことで、この課題への関心が高まることを、期待しています。

- ※1 NPO 法人しあわせなみだウェブサイト <http://shiwassenamida.org/>
- ※2 NPO 法人しあわせなみだ「障がい児者への性暴力に関するアドボカシー事業」 <http://disabled.shiwassenamida.org/>
- ※3 DPI 女性障害者ネットワーク「障害のある女性の生活の困難 一人生の中で出会う複合的な生きにくさとは― 複合差別実態調査報告書」 <https://dwnj.chobi.net/?p=326>
- ※4 DPI 日本会議「障害女性のストーリー被害の事例(鉄道アナウンス)」
https://www.dpi-japan.org/blog/workinggroup/traffic/stop_announce/
- ※5 一般社団法人日本視覚障がい者美容協会「視覚障害者女性に向けた性被害実態調査アンケート」の結果のご報告
<https://tinyurl.com/mtd95f38>
- ※6 法務省「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」取りまとめ報告書では、被害者が障がいを有する事件でも「強制性交等罪」が適用されていることが、明らかになりました
http://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00032.html
- ※7 厚生労働省「障害者手帳」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/techou.html
- ※8 警察庁「性犯罪の被害者が精神に障害を有する事案における検察との連携の試行実施について(通達)」
<https://www.npa.go.jp/laws/notification/keiji/keiki/keiki20210312.pdf>
- ※9 警察庁「犯罪被害者等基本計画」 <https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/keikaku.html>